

## 社会福祉法人福翠会 退職慰労金規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福翠会の理事長が退任（死亡を含む）したときに、当該理事長又は遺族に対して支給する退職慰労金について定めるものである。

### (対象)

第2条 この規程で理事長とは、当法人の職員を兼務する理事長とする。

### (支給の決定)

第3条 理事長に支給する退職慰労金の額は、この規程に基づき理事会及び評議員会が決定した金額とする。

### (遺族の範囲)

第4条 遺族への退職慰労金支給は、法定相続人の代表者に対して支払う。

### (算定方法)

第5条 退職慰労金は、次の方法によって算定する。

(第6条に定める報酬月額) × (第7条に定める在任年数) × (第8条に定める係数) = 支給額

2 前項による支給額に1万円未満の端数が生じたときは、切り捨てて支給する。

### (報酬月額)

第6条 報酬月額とは、名目の如何を問わず、毎月定めて支給されるものの総額である。

### (在任年数)

第7条 在任年数は、1か年を単位とし、端数は月割りとする。但し、1か月未満の端数は1か月に切り上げるものとする。

### (係数)

第8条 基本係数を1.0と定め、任期の満了毎に0.2の加算を行うものとする。

### (在任年数の特例)

第9条 在任中に死亡し又はやむを得ない事由によって退任したときは、残存期間を在任年数に加算することができるものとする。

(功労加算)

第10条 理事会は、理事長のうちで在任中に特に功労のあった者に対し、第5条により算定した額に、その100%を超えない範囲内で定めた額を加算することができるものとする。功労についての判断は、以下の内容から認定を行うものとする。

- ① 寄付等の財政的貢献大の者
- ② 法人経営等への功績貢献大の者
- ③ 人的、物的、災害、復興支援等の貢献大の者

(不支給・特別減額)

第11条 理事会は、在任中に法人に対して背信行為を行った者、又は、特に重大な損害を与えた者に対し、第5条により算定した額を不支給若しくは減額することができるものとする。

(支給時期・方法)

第12条 退職慰労金は、評議員会の決議後3か月以内にその全額を支給する。

2 法人は、社会・経済情勢又は法人の業績等により、当該役員と協議の上で、支給時期・分割支給回数・支給方法等を別に定めることができるものとする。

(退職慰労金からの控除)

第13条 法人は、退職慰労金の支給に際し法令に基づく源泉税及び法人に対して負うべき債務の全額を控除するものとする。

(雑則)

第14条 理事長を退任して理事に就任したときは任期の通算を行う。

(改廃)

第15条 本規程の全部又は一部を改廃する場合は、評議員会の決議を要するものとする。

附 則 この規定は、令和5年7月1日より施行。

但し、施行日の以前から理事長の任にある者は、その役に任ぜられた日に遡ることとする。